

介護老人保健施設もののみの郷
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人紀川会が設置する介護老人保健施設もののみの郷（以下「施設」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、施設の医師、理学療法士その他の従業者（以下「職員」という。）が要介護状態または要支援状態の利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、職員は、要介護者の個性や能力を踏まえて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の生活機能の維持、回復、生活の質の向上を図ることにより、安心した在宅生活が継続できるよう支援を行う。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、職員は、要支援者の個性や能力を踏まえて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の生活機能の維持、回復、生活の質の向上を図ることにより、安心した在宅生活が継続できるよう支援を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携のもと総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設もののみの郷
- (2) 所在地 奈良県生駒郡三郷町信貴山東4番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師（施設長兼務）1名
管理者は、職員の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また利用者の健康管理及び保健衛生指導に必要な助言、指導を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（施設と兼務） 4名

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用申し込みに係る調整及び、訪問リハビリテーション実施計画書などの作成に従事し、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前10時00分から午後3時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

(1) 介護認定審査会のサービス指定事項や居宅介護支援事業者の介護計画に基づき、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の作成。

(2) 訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の生活機能の維持回復を図る適切な指導と運動及び練習。

(3) 目標達成の度合いやその効果等についての評価及びその計画の修正。

(4) 生活環境を踏まえた上で、生活上必要とされる動作・活動・行為についての指導及び説明。

(5) 住宅・福祉用具などの環境因子についての指導及び説明。

(6) 認知機能低下やうつ状態などの精神機能を勘案し、利用者固有の世界を中心に据えたサービス提供。

2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、介護給付費体系の変更があった場合、当該サービス利用料金を変更する。

(通常の事業実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は三郷町、平群町、斑鳩町及び王寺町の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族、主治医、介護支援専門員に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(虐待防止措置)

第9条 施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 職員に対する虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第10条 施設は職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 維持研修 年1回以上
- 2 施設は、すべての職員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。
- 4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人紀川会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改正後の規程は、令和5年10月1日から施行する。

(虐待防止措置 第9条、その他運営についての留意事項 第10条2、
4、5)